

# 明るい選挙 寄附禁止のルール

政治家が選挙区内のかたにお金や物を贈ることや有権者が政治家に寄附を求めるとは、法律で禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

## 1 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとするかた、現に公職にあるかた）が選挙区内のかたに寄附すること（政党や親族に対するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除く）は、禁止されています。なお、政治家以外のかたが、政

治家名義の寄附をすることも禁止されています。また、政治教育集会に

関する実費の補償でも、食事や食料の提供は禁止されています。

## 2 政治家への寄附の勧誘、要求の禁止

有権者が、政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されています。

## 3 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、香典や祝儀、その他物品の供与を行うことも禁止されています。

## 4 時候のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内のかたに対し、答礼のため自筆のものを除き、年賀状や暑中見舞状などの

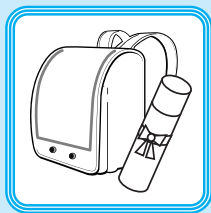
## 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。政治家や後援団体が、選挙区内のかたに対し、新聞や雑誌、テレビ、ラジオなどにあいさつを目的とした有料の広告を出すことは禁止されています。問い合わせ：選挙管理委員会事務局

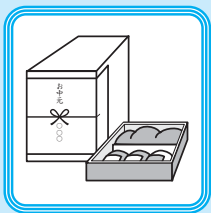
☎ (259) 7941



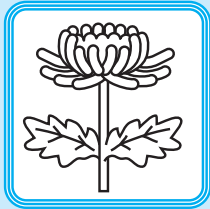
就職祝・出産祝



入学祝・卒業祝



お中元やお歳暮



葬式の香典※や  
供花など



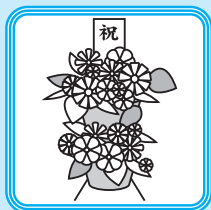
祭りの寄附や  
飲食物の差し入れ



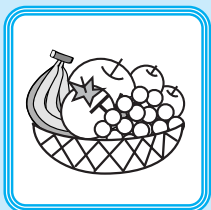
結婚祝※



地域の行事や  
スポーツ大会への  
飲食物の差し入れ



落成式・開店祝の  
花輪など



病気見舞い



政治家の寄附は  
レッドカード

例えば、  
こんな行為が  
寄附禁止の対象  
になります！



町会・自治会の集会や  
旅行などの催事への  
寸志や飲食物の差し入れ

※以下の場合には処罰されません。  
政治家本人が自ら出席する、結婚披露宴の祝儀または葬式や通夜の香典。しかし、選挙を目的とした場合や通常の常識を超えている場合は処罰されます。

## 8月30日は 衆議院議員総選挙の投票日

投票日…8月30日(日) [公示日8月18日(火)]  
投票できるかた(選挙人名簿に登録されるかた)…日本国民で次の要件を満たすかた

- ①年齢(満20歳以上)平成元年8月31日までに生まれたかた
- ②住所(引き続き3カ月以上)平成21年5月17日までに転入届を出し、住民基本台帳に記載されているかた

期日前投票…仕事や冠婚葬祭の予定があるかた、レジャーなどで投票日に投票区内にいないかた、病気や妊娠などの理由で歩行が困難なかたなど、一定の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

